

長さ21mを超えるフルトレーラ連結車の緩和要件等

- ・長さ21mを超えるフルトレーラ連結車（以下、21m超車両）を走行させる場合、以下の①～⑥の条件を全て満たす必要があります。走行を考えている方は、条件を満たすか確認してみてください。
- ・①～⑥の条件を全て満たす場合は、「●申請の流れ」を参考に申請を進めてください。
- ・わからないことや判断に迷う場合は、事前相談の連絡先（「●申請の流れ」を参照）までお問い合わせください。

□ 【①車両の条件】

車両は、フルトレーラ連結車のバン型であるか

今回、トラクタ及びトレーラがバン型のフルトレーラ連結車が長さ25mまで規制緩和されました。

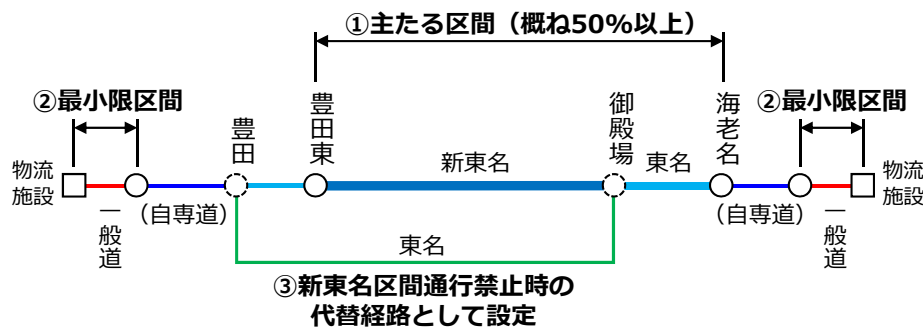
※バン型以外の車両構造の車両は、現行のままです。



□ 【②通行経路の条件】

通行経路の設定で以下の3項目の条件を満たすことができるか

- (1)通行経路のうち、新東名区間（海老名JCT～豊田東JCTまでの区間をいう。）が概ね50%以上となるように設定してください。
- (2)高規格幹線道路等の自動車専用道路以外を通行する区間が必要最小限の区間となるように設定してください。
- (3)新東名区間と併せて、新東名区間で通行禁止が発生した場合に代替可能な東名区間（御殿場JCT～豊田JCTまでの区間をいう。）を通行経路として設定してください。



□ 【③車両装置の条件】

21m超車両に以下の16項目の装置を装備できるか

- (1)アンチロックブレーキシステム
- (2)衝突被害軽減ブレーキ又は自動車間距離制御装置
- (3)車両安定性制御システム
- (4)車線逸脱警報装置
- (5)後部視界を確保するための被けん引車後端のカメラシステム及びモニター
※モニターについては、運転者の視界に入る場所に設置されたものに限る
- (6)デジタルタコグラフ
- (7)車載型自動軸重計測装置（OBW）又は出発時に計測した当該車両の車軸ごとの軸重を記録した書類
- (8)エアサスペンション
※電子制御ブレーキシステムを装備している車両にあってはけん引車の操舵軸以外の全ての車軸に、それ以外の車両にあっては全ての車軸に装備されているものに限る
- (9)ディスクブレーキまたはドラムブレーキ
- (10)リターダ（補助ブレーキ）
- (11)デフロックまたはトラクションコントロールシステム（空転防止装置）
- (12)間接視界を確保するための装置（バックミラー等）
- (13)被けん引車のバックライト
- (14)車体輪郭のマーキング
※反射材を用いたものに限る
- (15)車両の長さ及び「追突注意」の文言を表示するプレート
※後続車の運転者が容易に視認できる箇所に設置され、かつ視認しやすい色彩の反射材を用いたものであって、一文字の大きさが15cm×15cm以上のものに限る
- (16)業務支援用ETC2.0車載器



長さ21mを超えるフルトレーラ連結車の緩和要件等

□ 【④積荷の条件】

積荷は、以下の積荷以外のものであるか

21m超車両の積荷に関して、以下の積載は禁止します。

- ・危険物貨物（道路施行令第19条の12各号及び第19条の13第1項各号に掲げる貨物）
- ・大量の液体
- ・動物

□ 【⑤運転者の条件】

運転者は、条件1もしくは条件2を満たすことができるか

21m超車両を運転する運転者は、条件1もしくは条件2を満たす必要があります。

	条件1	条件2
業務経験	大型自動車運転業務に直近5年以上従事	大型自動車運転業務に直近3年以上従事
免許	けん引免許5年以上の保有	けん引免許1年以上の保有
安全教育	最低2時間の訓練	最低12時間の訓練
その他	-	直近3年間無事故・無違反

<参考：安全教育訓練の内容>

最低2時間の訓練内容（例）

訓練内容	時間
(座学)	
1.構造、メカニズムの取得	1.00h
(実技)	
2.安全な連結方法等について	1.00h
3.車両特性、車両感覚の習得 ※スラローム走行、狭路通過など	0.25h
4.右左折時の車両挙動、軌跡等の把握	0.50h
5.後退時の動き、軌跡、フロントオーバーハングの把握	0.25h
6.被けん引車の荷重変動、ブレーキ体験	0.25h
7.研修効果の確認	0.25h

計3.5h（うち実技2.5h）

最低12時間の訓練内容（例）

訓練内容	時間
(座学)	
1.構造、メカニズムの取得	1.00h
(実技)	
2.安全な連結方法等について	1.00h
3.車両特性、車両感覚の習得 ※スラローム走行、狭路通過など	4.00h
4.右左折時の車両挙動、軌跡等の把握	4.00h
5.後退時の動き、軌跡、フロントオーバーハングの把握	1.00h
6.被けん引車の荷重変動、ブレーキ体験	2.00h
7.研修効果の確認	1.00h

計14.0h（うち実技13.0h）

走行実技の充実

□ 【⑥通行の条件】

21m超車両で通行する場合、以下の6項目を遵守できるか

(1)追い越しの禁止

⇒原則として、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあっては登坂車線）を通行し、追い越しをしないこと。

(2)縦列走行の禁止

⇒他の21m超車両と接近して縦列をなし通行しないこと。

(3)代替区間の通行

⇒新東名区間内における通行禁止の発生時に、必要最小限の区間に限り、東名区間を通行すること。

(4)故障時等における停止表示

⇒路上に停車させた場合は、板状及び灯火式の両方の停止表示機材を使用すること。

(5)業務支援用ETC2.0車載器の稼働

(6)書類の携行

- ⇒1.実技訓練を受講したことを証する書面及び、直近3年間無事故・無違反であることを証する書面（直近5年以上の大型自動車運転業務への従事し、かつ牽引免許5年以上保有する場合は除く）
- 2.車両の車軸ごとの軸重を記録した書類（OBW装備している場合は除く）

●申請の流れ

①～⑥の条件を全て満たす場合は、以下の申請の流れを参考に申請を進めてください。

